

令和6年第4回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

令和 6 年第 4 回伊南行政組合議会定例会議事日程

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

午後 2 時 3 0 分 開 会

組合長挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程及び提案説明

議案第 1 0 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 4 議案に対する質疑及び委員会付託

日程第 5 一般質問

日程第 6 委員長報告、質疑、討論及び採決

組合長挨拶

出席議員（１６名）

１番	小 原 茂 幸	３番	中 島 和 彦
４番	小 原 晃 一	５番	池 田 幸 代
６番	氣賀澤 葉 子	７番	竹 村 知 子
８番	久保島 巖	９番	吉 川 順 平
１０番	宮 脇 寛 行	１１番	星 野 晃 伸
１２番	松 澤 文 昭	１３番	中 塚 礼次郎
１４番	松 村 利 宏	１５番	天 野 早 人
１６番	川 手 三 平	１７番	平 澤 成 己

欠席議員（１名）

２番 宮 下 稔

説明のために出席した者

組 合 長	伊 藤 祐 三	副 組 合 長	唐 澤 隆
副 組 合 長	宮 下 健 彦	副 組 合 長 代 理 (宮田村副村長)	新 谷 久 男
助 役	小 平 操	事 務 局 長	小 出 孝 幸
会 計 管 理 者	横 山 健	病院事業管理者職務代理者	村 岡 紳 介
病 院 事 務 長 兼 経 営 企 画 室 長	三 枝 徳 夫	新病院建設推進室長	佐 野 秀 一
病 院 総 務 課 長	松 原 博 人	駒ヶ根市民生部長	北 原 純
飯島町住民税務課長	松 村 和 夫	中川村保健福祉課長	水 野 恭 子

事務局職員出席者

事 務 局 次 長	藤 木 真 由 美
事 務 局 書 記	下 島 裕 子
事 務 局 書 記	奈 良 崎 護

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後 2 時 3 0 分 開会

○次 長（藤木真由美君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。
（一同着席）

○議 長（天野 早人君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）

年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期になりました。

先月開催されました議会全員協議会では、新病院の建設について内容の見直しをすることが確認されました。伊南行政組合の中でも最も大きな事業であります。地域住民にとって最善なものとなるよう、議会としても共に考えてまいりたいと思います。

それでは、これより令和 6 年 1 1 月 2 0 日付、告示第 7 号をもって招集されました令和 6 年第 4 回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数 1 7 名、ただいまの出席議員数 1 6 名、定足数に達しております。

なお、2 番 宮下稔議員から欠席の旨、届出がありました。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長より挨拶をお願いいたします。

○組 合 長（伊藤 祐三君） 令和 6 年 1 1 月 2 0 日付、告示第 7 号をもちまして令和 6 年第 4 回伊南行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには御出席を賜り感謝を申し上げます。

さて、短い秋が終わり、一気に本格的な冬となりました。令和 6 年も残すところあと 1 週間ほどとなっております。

伊南地域では、幸いなことに本年も台風の影響は少なく、大きな災害がなく過ごすことができましたことは、安堵するところであります。来年も大きな災害等なく、地域住民の生活が守られるよう願っております。

次に地域経済の状況であります。

直近の長野経済研究所の調査による県内の景気動向は「足踏みの状態にある」としております。

1 0 月の個人消費では乗用車新車販売で 2 か月ぶりに前年を下回りましたが、公共投資は公共工事保証額が 2 か月ぶりに前年を上回り、新設住宅着工戸数も 3 か月ぶりに上回りました。

雇用環境では、ハローワーク伊那管内の 1 0 月の有効求人倍率が前年同月比マイナス 0.11 ポイントの 1.2 倍となっております。

今後についても、引き続き「個人消費に影響を与える実質賃金の伸びがプラスに転じ、推移していくかどうか」に注視する必要がある。」とされております。

さて、伊南行政組合における各事業の進捗状況であります。

一般会計の事業では、火葬場、衛生センター、不燃物処理等の事業につきまして、関係機関や市町村と連携をし、施設の運営、管理を行っております。

次に病院事業であります。上半期九月末時点の延べ患者数は、前年度と比べて入院が 6.5%、外来も 11.7%、

それぞれ減少しました。収益も 8.7%減少をし、これまでにない厳しい状況であります。特に外来患者数につきましては、中南信のほぼ全ての公立病院で減少傾向が見られております。11月以降の直近では入院患者数が増加をしております。

これから厳冬期を迎えるに当たり、感染症の院内感染防止の徹底を継続するなど、受入れ体制に万全を期してまいります。

新病院建設事業につきましては、去る11月27日の議会全員協議会で説明をいたしましたとおり、今後1年程度をかけ基本計画と基本設計の見直しを行います。地域の皆様によりよい医療を提供するための新病院建設に向けた取組を引き続き進めてまいります。

さて、今議会に提案いたします議案であります。1議案であります。昭和伊南総合病院の損害賠償の額を定めることについて提案をいたします。

本日提案いたします議案は重要案件でございます。慎重なる御審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、第4回定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（天野 早人君） ただいまから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は会議規則第78条の規定により13番 中塚礼次郎議員、14番 松村利宏議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日限りと決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第10号 損害賠償の額を定めることについて
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○病院事務長兼経営企画室長（三枝 徳夫君） 議案書10—1ページをお開きください。

声のほうは大丈夫でしょうか。聞こえますでしょうか。すみません。

議案第10号 損害賠償の額を定めることについて、地方自治法等の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、個人の秘密に属する情報を含むことや相手方の心身の状態に配慮し具体的な内容を伏せている点につきまして御理解を賜りたいと存じます。

1の損害賠償の種類は病院事業における職員に対する安全配慮義務違反に係る損害賠償です。

2の相手方は上伊那地域在住の個人で、3の損害賠償の額は350万円です。

事案の概要ですが、相手方は令和4年4月に昭和伊南総合病院に看護師として入職し勤務していましたが、同じ部署の上司、先輩によるパワーハラスメントにより心身に異常を来しました。行為者に対し、部署を統括する上司からの指導は行われましたが、相手方と行為者の関係改善には至りませんでした。

その後、相手方は令和5年5月より療養休暇を取得し、令和6年3月末に退職に至りました。

また、相手方が休職したことを心配して別の病院職員が相手方の電子カルテを目的外で閲覧、携帯電話番号を取得し、ショートメールを送信したことが相手方にとってはセクハラ的な被害を被ったと考えた次第でございます。

上記行為につきまして、快適な職場環境の実現、職場における労働者の安全と健康の確保が不十分であったことは当病院の安全配慮義務違反に当たると判断し、双方、協議の上、相手方に与えた損害に対し上記の金額を支払いをもって賠償する和解案の合意に至りました。

なお、本件は示談によって進められたもので、和解に至る事案の評価及び金額の根拠は当院顧問弁護士の意見、裁判例に基づいて作成しております。

また、賠償に係る予算につきましては既存予算内で流用にて対応してまいります。

病院といたしましては、今回の事案を踏まえて、再発防止策としまして今年1月に幹部職員を含む係長以上の職員を対象にハラスメント研修を実施いたしました。

9月には全職員対象にハラスメント研修とハラスメントに関するアンケートを実施しております。

なお、研修の内容につきましては、当日参加できなかった職員向けにいつでも見られるようにし、視聴について病院内に通知しております。

また、アンケート結果の院内公表も行っております。

さらに、ハラスメントがあった際の第三者への相談窓口として、顧問弁護士への相談体制や外部機関への相談窓口の設置を進めております。

相手方の方につきましては、改めておわびを申し上げますとともに、再発防止と快適な職場環境の実現、職場における職員の安全と健康の確保に努めてまいります。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○議長（天野 早人君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩いたします。再開時刻を午後2時45分といたします。

午後2時40分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（天野 早人君） 本会議を再開いたします。

日程第4 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第10号 損害賠償の額を定めることについて
を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第10号につきましては、別紙議案付託表のとおり病院厚生委員会に付託します。

委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告をお願いいたします。

日程第5 これより一般質問を行います。

一般質問は、申合せにより質問時間は30分以内、質問回数は3回までとなっております。

また、質問者は一般質問席から質問を行い、答弁者は最初の答弁のみ登壇をお願いいたします。

5番 池田幸代議員の質問を許可します。

〔5番 池田幸代議員 質問席へ移動〕

○5 番（池田 幸代君） 議席番号5番 池田幸代です。

先ほど組合長からも1年程度かけて病院の基本計画及び基本設計を見直すとの話がありました。

私も、10月に伊南行政組合理事者及び議会で建設中の愛知県半田市立半田病院及び岐阜県美濃市立美濃病院の視察に伺ってきました。

伊南行政組合は、現在、新病院の建設を進めていますが、人口減少が進む地方で、財政的にも人的にも、いかに病院の持続可能性を深めていかれるかは大きな課題だと感じました。

半田病院では新病院の建設が進んでいましたが、建設物価、例えば作業員不足や労働時間の制約など、また医療機器購入費の高騰、建設工事と医療機器との調整、暑過ぎる夏による労働環境や作業効率の悪化などの課題があることをお聞きし、コストの見直しも迫られ、コンセンツの位置一つから検討しているというお話をお聞きしました。

コロナ禍により新病院建設に向けての取組がほぼ2年間は停止を余儀なくされ、用地取得に時間を要したことは理解できます。

しかし、最初期の病院建設の概算は84億円で、その後、2022年からは円安・ドル高の傾向が強まり、材料費高騰が見込まれていたはずですが、基本設計段階で3倍以上の271億円になるまでの途中経過で予算面のチェックはどのようにしてきたのか、また予算を修正しなければならないと認識したのはいつだったのか、まずお尋ねいたします。

〔5番 池田幸代議員 着席〕

〔組合長 伊藤祐三君 登壇〕

○組 合 長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

現在の昭和伊南総合病院は、昭和58年に建設をされ、41年が経過をしております。

令和元年11月には昭和伊南総合病院あり方検討委員会からの提言を受け、令和2年8月に新病院建設基本構想を策定いたしました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少も考慮し、病床規模などを慎重に検討しつつ建設候補地の選定を進め、令和5年2月、基本計画を策定いたしました。

この基本計画を基に基本設計を進め、9月30日に設計を完了しました。

しかし、設計会社より提示された概算工事費は、基本計画時と比べ大幅に増加しました。増加の主な要因は次の3点が挙げられます。1つ目は基本計画時と設計段階での算定手法の違い、2つ目に建築資材費や労務費の高騰、3つ目に設計に伴う延べ床面積の増加であります。

これを受けまして、今後1年程度をかけ、病院と各市町村の財政状況を踏まえた事業費の上限設定を行い、基本計画と基本設計の見直しを進める方針であります。この見直しに伴いまして開院時期は当初計画より2年程度遅れる見込みとなりますが、よりよい医療を提供するため、地域住民の皆さんの思いを大切にし、移転、新築へ向けた取組を進めてまいります。

議員の皆様をはじめ住民の皆様には、引き続き御理解、御協力をお願いいたします。

なお、概算事業費の詳細につきましては事務長より説明をいたします。

〔組合長 伊藤祐三君 降壇〕

〔病院事務長兼経営企画室長 三枝徳夫君 起立〕

○病院事務長兼経営企画室長（三枝 徳夫君） 概算事業費に関しましてお答えさせていただきます。

まず、基本構想では建物本体の建設費を84億円程度としておりましたが、これは、1㎡当たり税抜き45万円、1床当たり面積を85㎡で設定し機械的に算出した、あくまでも建物本体の建設費であります。この建物本体のほかに設計費や医療機器、附属設備、外構、周辺整備、建設地によっては用地取得費や造成費が発生することを説明させていただきました。

基本計画では、建物本体に加え、設計費や医療機器、造成費等を加えた概算の総事業費として167億円をお示しさせていただきました。これは、市町村の負担可能額を踏まえた上で、大手ゼネコンや設計事務所、コンサルタント等とのヒアリングを通じ、建設資材価格高騰に関する情報や毎月発表される建設資材価格指数、それから他病院の建設事例、全室個室化に伴う単価上昇など、一定の上昇率を反映させた概算事業費としています。

建物本体については、この時点では1㎡当たりの単価を税抜き55万円、1床当たり面積を95㎡で設計しています。

この約167億円の概算事業費を基に、当院の直近の決算データ、過去数年間の患者数、将来の人口推計と患者数推計、診療収益比率などを活用しつつ、建設資材価格の上昇を一定程度反映した収支計画を作成し、基本計画の中でお示しをさせていただいています。

基本設計の段階では、基本計画で示す病院規模や診療機能、各部門計画等に基づき院内ヒアリングを通じて各階の平面図を作成するとともに、過去に例のない建設資材費や労務単価の上昇がある中、建設費の予算化に向けて建築面積の縮小、バルコニーや不要な廊下の削除、病棟階の合理化、スタッフルームや職員更衣室、会議室の縮小などを行いましたが、結果的に概算事業費が271億円、基本計画から約1.6倍の状況となりました。

今後の見直しにおいては、病院や市町村財政を踏まえた事業費の上限を設定した上で、基本計画で示した全室個室化の見直しを含めたコストダウンやバリューエンジニアリングの検討を行い、建設コストの抑制を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

〔病院事務長兼経営企画室長 三枝徳夫君 着席〕

〔5番 池田幸代君 起立〕

○５ 番（池田 幸代君） 今の御回答の中では、大変苦勞してやってきたってことはすごくよく分かりました。

ただ、すみません、私の質問の趣旨は、まず、その、この途中経過で予算面のチェックをしてきたのかっていうことをお聞きしたかったんです。そこだけ追加で教えてください。

〔５番 池田幸代君 着席〕

〔病院事務長兼経営企画室長 三枝徳夫君 起立〕

○病院事務長兼経営企画室長（三枝 徳夫君） 予算面のチェックはしてきた中で、最終的に 271 億円っていうのが業者から提出されたということであります。（池田議員「分かりました」と呼ぶ）

〔病院事務長兼経営企画室長 三枝徳夫君 着席〕

〔５番 池田幸代君 起立〕

○５ 番（池田 幸代君） それでは次の質問に移ります。

視察に伺った美濃市立病院の阪本研一院長は、医師偏在を１つは地域偏在、２つ目は診療科の偏在、そして３つ目は病院診療所の偏在、そして４つ目は総合医・専門医偏在と分析をされていました。

2004 年の新臨床研修医制度により医局が崩壊し、2017 年の新専門医制度で地域の中小病院に医師が来なくなり、そして危機感を持った岐阜県では医師志望の学生たちに１人 2,000 万円を修学奨学金として提供してきましたが、専門医になるために大病院で働くことを希望する若い医師が多く、岐阜県の制度もそれを追認する制度設計で、つまり、奨学金は医師の養成には資するが、地域医療を担う医師の不足をカバーしてはいないということでした。

中小病院は年齢が上の医師たちが今何とか支えている状況だということですが、１０年後を考えると、それも持たないだろうと指摘をされ、経営努力のすさまじさや地方の中小病院の医師確保の厳しさの要因を認識し、ハード面でもソフト面でも選択と集中が必要なのだと感じました。

全国的に医師不足の状況は深刻で、都道府県単位で奨学金制度を設け、どうにか地域医療に従事する医者を増やそうとしていますが、自身のキャリアを考えると都会の大病院志向の若い医師が多いということで、そんな状況の中で、新病院建設の基本設計は医療現場や住民の願いが詰まったドリームプランのように感じます。

そして、新病院建設というこのハード面を充実することにより、医師確保に及ぼす影響についていかに捉えているか、お聞かせください。

〔５番 池田幸代君 着席〕

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 起立〕

○病院事業管理者職務代理者（村岡 紳介君） 池田議員の御質問にお答えをいたします。

議員は今回の基本設計がドリームプランであると認識を示されました。

しかし、基本設計に取り組んできた当事者として、これがドリームプランであるとは全く考えておりません。

基本設計における医療機能という点では、現在の病院と比較し、病床数は減少しますし、また新病院では採用しなかった放射線機器があり、今後できなくなる検査がございます。高く置いた理想を追求したものではなく、あくまでも基本計画から導かれたものであると認識をしております。

さて、医師確保に及ぼす影響です。

一般に医師は病院や地域ではなく自らの専門性に帰属するという認識を持ちます。したがって、病院は専門性を生かせるような体制を取り、医師に自分の専門性がうまく生かされていると感じてもらうことが医師確保において重要なポイントとなります。

そこで、新病院建設事業では、そういった視点からも働く医療関係者にとって魅力が高まるような病院となるように進めることが重要と考えます。

今後、事業費用減額のため取り組んでいかなければならない新病院医療機能の削減と医師確保の両立はなかなか難しい問題と考えますが、バランスを取りながら新病院建設を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔病院事業管理者職務代理者 村岡紳介君 着席〕

〔5番 池田幸代君 起立〕

○5 番（池田 幸代君） 今、村岡院長がおっしゃるように、ドリームプランではなく、これでも最小限の機能というか、必要なことを削りながら今までやってこられたということがよく分かりました。

本当に、医療の専門性を追求するということと、それから、その財政面のバランスを取るってことは大変厳しいし、大変なことだろうなっていうことは、私もすごく推測をします。本当にお疲れさまです。

それでは次の質問に移ります。

医療機関が地域にあること、いわば地域医療の存在は生活を存続していくための要だと考えますし、これは多くの市民も同感だろうと考えます。

将来的にも昭和伊南総合病院は伊南4市町村による公立病院として維持していくのかどうか、お考えをお示してください。

〔5番 池田幸代君 着席〕

〔組合長 伊藤祐三君 起立〕

○組 合 長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

昭和伊南総合病院は、平成21年度、地方公営企業法の一部適用企業から全部適用企業へと経営形態を変更いたしました。以来、公共性と採算性が求められる中、構成市町村の協力を得て、地域の基幹病院として救急医療や高度医療などの不採算部門を含む医療サービスの提供に努め、安定した経営状態の維持を図っております。

平成30年から令和元年にかけ開催されました病院あり方検討委員会では、現状の経営形態に加え、地方独立行政法人や指定管理者制度の導入、民間譲渡といった選択肢が議論されました。その結果、経営形態の判断は開設者において判断をすることと、将来、経営状況や社会情勢が変化した場合には検討することが望ましいとの提言が出されました。

この提言を踏まえまして、基本構想では、現状の経営形態を変更して解決すべき課題が見当たらないことと医師や看護師などの医療従事者が少ない上伊那医療圏の現状において今後も安定した医療の提供が不可欠であることなどから、現状の経営形態を継続することが最適であると示しております。

新病院建設に際しましても、引き続き地域医療の安定した提供など、伊南地域唯一の公立病院としての役割を果たすべく、直営の地方公営企業として運営を継続してまいります。

〔組合長 伊藤祐三君 着席〕

〔5番 池田幸代君 起立〕

○5 番（池田 幸代君） 今御答弁いただきましたように、これからも地域医療、公立病院として維持していくという回答いただきました。

ここの上伊那広域の救急車、こちらの伊南北署の話もお聞きしましたけれども、やはり、その伊南北署の8割とか9割とか、そういう、その方たち、救急医療の搬送先が昭和伊南総合病院だとお聞きしています。本当に地域の医療にとってなくてはならない存在だと考えております。

それでは次の質問に移ります。

今後、現在の予算額271億円をどのくらいまで削減させるかは4市町村の財政拠出可能性を確認してからとお聞きしました。

今後、理事者の中でこの財政面での資金繰りをする担当者の方を選ぶことになると思います。そして、今後も予算変動が想定されますし、これ、大変な役目になるかと思います。

今後、数年間にわたっての財政面の担当者というのはどの役職の方が担っていただけるのか、そのことについて伺います。

〔5番 池田幸代君 着席〕

〔組合長 伊藤祐三君 起立〕

○組 合 長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

先ほども事務長のほうが答弁したとおり、今後の見直しは、昭和伊南総合病院と伊南各市町村の負担可能額を算出しまして、上限を設定した上で進めてまいります。

各市町村の負担可能額は市町村長が判断します。伊南行政組合における正副組合長としての役割も同時に担っております。

病院経営については、事業管理者職務代理者である院長と病院を設置している伊南行政組合の組合長が、そのトップとして責任を持ちます。

財政面での実務は、各市町村の財政担当課、病院の財政担当部署である経営企画室と新病院建設推進室が連携をして対応いたします。

負担可能額の協議につきましては、各市町村財政担当課との調整を経て伊南副市町村長会で協議をし、伊南正副組合長会で方針を決定いたします。

〔組合長 伊藤祐三君 着席〕

〔5番 池田幸代君 起立〕

○5 番（池田 幸代君） 今後の予算及び見直しについての体制の道筋を今お聞きしました。

それでは次の質問に移ります。

今後の病院規模や機能の修正では、全室個室化の見直し、病床数の削減なども視野に入ると今お聞きをしておりますが、どのような組織体制や枠組みの計画、こういった見直しをしていくのかということで、病院関係者は無論のこと、今後、地域の関係者も含めていくのかということです。先ほど大体財政の件については分かったんですけども、この枠組みの見直しっていう、その全体像、それから、そこに地域の関係者も含めるのかという

こと、この２件について伺います。

〔５番 池田幸代君 着席〕

〔組合長 伊藤祐三君 起立〕

○組 合 長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

今後の見直しであります。この当院の機能、経営を含めた専門的な内容となりますので、病院経営と建築の専門家の知見を得ながら、現場を熟知した当院の経営幹部と院内職員で構成する建設委員会などの院内会議体で詳細を詰めてまいります。

また、病床数や医療機能、地域医療連携に関する事項につきましては、必要に応じて上伊那地域医療調整会議などで協議をしております。

これまで、基本構想、また基本計画を策定する段階で、パブリックコメントなどを通じまして地域住民の皆さんからのお声をいただいております。今後もこうした声を踏まえて見直しを進めてまいります。

病院の移転、新築は地域の皆さんの御協力が不可欠であります。引き続き丁寧な説明を行い、十分な理解を得て計画を進めてまいります。

〔組合長 伊藤祐三君 着席〕

〔５番 池田幸代君 起立〕

○５ 番（池田 幸代君） また、本当に数年越しになる大変な事業だと思います。が、ぜひ皆さんの英知を集めていただきたいと思います。

それでは新病院の体制について伺います。

１８日に伊那労働基準監督署が開催した職場のメンタルヘルス対策講習会に参加してきました。

職場におけるパワハラ防止のために相談窓口にまだ相談がない段階でも事業主がしなければならないこととして、次の点が挙げられました。

１ パワハラの内容及び行ってはならない旨の方針を明確化し労働者への周知を行うこと、２ パワハラの行為者について厳正に対処する旨の方針と対処内容を文書に規定し労働者への周知を行うこと、３ 相談窓口を予め定め労働者に周知すること、４ 相談窓口担当者が内容や状況に適切に対応できるようにすること、５ 相談者、行為者等のプライバシー保護のための措置を講じ労働者に周知すること、６ 事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、労働局の援助制度や調停を利用したことなどを理由として解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め労働者に周知すること。

また、カスタマーハラスメントに関しては、厚生労働省が今年５月１７日に職場のハラスメントに関する実態調査を公表し、いわゆるカスタマーハラスメントに関する相談件数が増加傾向であり、とりわけ医療、福祉が53.9%と最大であったことが分かりました。

パワーハラスメント防止に関する指針におけるカスタマーハラスメントの対策についてはこのように書かれています。

事業主は、取引先などの他の事業主が雇用する労働者、または他の事業主からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為、これには暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求などが列挙されております、によりその雇用する労働者が就業環境を害されることのないよう、雇用管理上の配慮として以下のような取組を行う

ことが望ましい。

1 相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備、2 被害者への配慮のための取組、括弧として被害者のメンタルヘルス、不調への相談対応、著しい迷惑行為を行った者に対する対応が必要な場合に一人で対応させないなどの取組、3 他の事業主が雇用する労働者などからのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為による被害を防止するための取組、ここにはマニュアルの作成や研修の実施など、業種、状態などの状況に応じた取組が列挙されています、としています。

今般の議案第10号でもハラスメントの実例がありました。

切迫した救急医療を担う現場であるからこそ、医師の働き方改革やハラスメント抑止のための認識共有はとても重要だと考えます。

そして、先ほど申し上げたように、カスタマーハラスメントが今大変大きな話題となっており、医療や福祉の現場を圧迫していること、これがひいては医師不足の要因になることを懸念しております。

先ほど、三枝事務長の話では、顧問弁護士への相談や外部相談窓口の紹介ということで対応するというふうにおっしゃっていますけれども、内部及び外部のハラスメントを抑止する、これは、その内部の中でのハラスメント及びカスタマーハラスメント、両方なんですけれども、を抑止するための院内の体制整備はどこが主導しているのか、そこをお答えください。

〔5番 池田幸代君 着席〕

〔病院事務長兼経営企画室長 三枝徳夫君 起立〕

○病院事務長兼経営企画室長（三枝 徳夫君） 御質問にお答えさせていただきます。

医師の働き方やハラスメントを抑止するための体制整備は総務課において進めております。

ハラスメントに対しましては、平成29年度に昭和伊南総合病院ハラスメント防止に関する規定を定め、これに基づき、毎年、年度当初に各職場へハラスメント防止に向けた取組について通知し、啓発を行っております。

さらに、総務課に相談窓口を設置しておりますが、第三者への相談窓口として顧問弁護士への相談体制や外部機関への相談窓口の設置を現在進めております。

また、カスタマーハラスメントに関しましては当病院におきましても深刻さを増しております。特に電話対応でのハラスメント行為は多く、職員の精神的負担となっています。こうした状況を改善するため、通話録音の導入を進めるとともに、院内の対応指針の策定を現在進めております。

医師をはじめ病院に勤務する職員の快適な職場環境の実現、職場における労働者の安全と健康の確保は法律に規定されている使用者の義務でありますので、当院におきましてもこれに準拠し働く環境の整備に努めてまいります。

以上です。

〔病院事務長兼経営企画室長 三枝徳夫君 着席〕

〔5番 池田幸代君 起立〕

○5 番（池田 幸代君） 先日、その伊那労働基準監督署が行ったメンタルヘルス対策講習会というものに行ってきました。その中で、特に、この法令に基づくメンタルヘルス対策というところでは、もうカスタマーハラスメントが一番大きな議題となっています。

で、やはり、今、本当に、この人手不足、特に医療や福祉の中で、物すごく、やはり人材が重要、とても大切だということをすごく認識をしています。

先ほど三枝さんからお話があったように、電話でのハラスメントが多いということで、これ、もう少し、その、何ていうんでしょう、市民の方たちに向けても、やはり、そのカスタマーハラスメントによって現場がこれだけしんどい思いをされていて、やはり、それによって貴重な人材が、この後、失われていくっていうことは、すごく、その地域社会にとって大きな損失になるんだっていうこと、ぜひ、そういったことも各自治体で皆さんに周知をしていくっていうことも重要かと思います。

それで、ま、もちろん、その、いろいろ皆さんお困り事があると思うので、そういったことは、そのカスタマーハラスメントするのではなくて、ちゃんと別途困り事を聞く窓口がありますよってことも併せて、ぜひ周知をお願いできればと思いますが、その点、もし何かお考えがありましたらお答えください。

〔５番 池田幸代君 着席〕

〔病院事務長兼経営企画室長 三枝徳夫君 起立〕

○病院事務長兼経営企画室長（三枝 徳夫君） 質問にお答えいたします。

現在、そういったことも含めまして対応指針を作成——作成っていうか、策定しておりますので、その中にも、今御指摘のいただいた、御意見いただいたようなことも含めまして、策定した上は広報等で通じまして公表していくような形を取っていきたいと思っております。

以上です。

〔病院事務長兼経営企画室長 三枝徳夫君 着席〕

〔５番 池田幸代君 起立〕

○５ 番（池田 幸代君） 本当に伊南総合病院っていうのは私たちの地域の宝だと考えておりまして、地域住民みんなで支え、守り、そして、これからもこの病院が長く存続していかれるように、ぜひ、私ども自治体議員も、それぞれの各自治体議員も力を尽くしていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

〔５番 池田幸代君 復席〕

○議 長（天野 早人君） これにて５番 池田幸代議員の一般質問を終結いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩といたします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

午後３時１４分 休憩

午後３時４０分 再開

○議 長（天野 早人君） 本会議を再開いたします。

日程第６ 委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議案第１０号 損害賠償の額を定めることについて
を議題といたします。

本案は本日の会議において病院厚生委員会に付託してあります。

病院厚生委員長より審査結果の報告を求めます。

○病院厚生委員長（小原 茂幸君） それでは病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第10号 損害賠償の額を定めることについてについて、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、委員の質疑から、「今回のパワハラの内容は」という質問に対して「精神的なものである」という答弁がございました。

また、「院内でのパワハラで多いものは何か」という質問に対して「やはり精神的なものが一番多い」との回答でございました。

さらに、「相談窓口としての第三者機関はどこか」という質問に対して「松本にあるコミュニケーションズ・アイという会社である」と、「ここでは講師役も務めていただいている」という回答がありました。

それから、「損害賠償額は、経理上、どの科目からか」、それから「予算化するのか」という質問に対して「特別損失から出資し、予算化はしない」という答弁でした。

さらに、事前の全協において、顧問弁護士である長谷川先生から、相談窓口として他社ではファクシミリ——ファクスを使われているということで、これに関しての質問がありました。「当病院の場合もこのファクスを使えるように調整中である」との答弁でありました。

さらに、弁護士の費用についての質問がございましたが、「顧問料のほかに、個別事例は内容に応じて1件当たり10万円から50万円ほどかかる」との答弁がありました。

以上であります。

○議 長（天野 早人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第10号 損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号 損害賠償の額を定めることについては原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで組合長より御挨拶をお願いいたします。

○組 合 長（伊藤 祐三君） 令和6年第4回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして御礼の挨拶を申し上げます。

今定例会に提案いたしました議案につきまして、慎重なる御審議の上、原案どおり決定賜りましたことに感謝を申し上げます。

今議会を通じまして賜りました御意見などは、尊重をし、組合事業運営に生かしていくよう努力してまいります。議員の皆さんにおかれましては、今後とも御協力をお願い申し上げます。

さて、令和6年、年の瀬を迎え、慌ただしい時期となりました。寒さ厳しき折でもあります。議員の皆さんには、御自愛をいただき、ますます御健勝で活躍されますとともに、迎える年が伊南地域住民の皆様にとりまして明るく輝かしい一年でありますよう心から祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶といたします。

一年間、ありがとうございました。

○議 長（天野 早人君） これをもって令和6年第4回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。（「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）

○次 長（藤木真由美君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

ありがとうございました。

午後3時45分 閉会

地方自治法第 123 条の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 12 月 20 日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員